

株主議決権行使ガイドライン

(平成 27 年 10 月 1 日 制定)

(令和 2 年 3 月 16 日 変更)

この株主議決権行使ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)は、組合員・受給者の利益のため、全国市町村職員共済組合連合会(以下「連合会」という。)が別に定めた全国市町村職員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則の趣旨に沿い、実質的な株主として意見が十分反映されるように、連合会が資産の運用を委託する機関及び資産の管理を委託する機関(以下「受託者」という。)に提示している「厚生年金保険給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針」及び「経過的長期給付組合積立金の管理及び運用に係る基本方針」に基づき、定めるものである。

I 総則

1 株式投資に対する考え方

連合会の厚生年金保険給付組合積立金及び経過的長期給付組合積立金の運用の目的は、年金財政を長期かつ安定的に運営し、年金給付を円滑に行っていくために必要な総合収益を確保することにある。この目的を達成するため、連合会は長期的観点から基本ポートフォリオを策定し、基本ポートフォリオに基づく分散投資の一環として株式投資を行っている。

株式投資の成果を十分にあげるためには、投資した企業が長期にわたって収益を確保し、株主の利益を最大限尊重した経営を行うことが求められる。

2 株主議決権行使に対する考え方

議決権の行使は、株式価値を高める重要な手段であり、連合会は、自らに課せられた受託者責任を果たすためにも、原則として保有する全銘柄についての株主議決権を受託者に適切に行使せしめ、長期的に株式価値の増大に資する企業経営が行われるよう促していくものである。

具体的な株主議決権行使の判断は、原則としてガイドラインの趣旨を踏まえて受託者が作成し連合会が確認した株主議決権行使に関する方針に則り、受託者が行うものとする。受託者は、投資先企業に対して一律に権利を行使するのではなく、ガイドラインの趣旨を理解した上で、エンゲージメントの内容などを踏まえ、投資先企業の状況に即した議決権行使を行うものとする。

ただし、受託者が当該議決権行使において利益相反の発生を懸念する場合

は、あらかじめ受託者に定めさせた利益相反の発生を回避するための方針を確認するとともに、受託者が利益相反のために当該議決権を行使しなければ、必要に応じて連合会が行使する。また、貸株取引を受託者に委託する場合があるが、この場合でも一定の議決権を確保するべく、受託者において貸付可能株数を管理することとする。

なお、連合会で統一的に行使すべき事案と判断される場合については、連合会が個別に株主議決権行使の指図を行い、受託者は当該指図に従い行使するものとする。

連合会は、受託者に対して株主議決権の行使状況に関する報告を求め、受託者の評価の一つとして考慮するものとする。

連合会は、企業の経営執行の透明性を高めることが必要であると考えていることから、各企業には情報開示及び株主や投資家とのエンゲージメントを積極的に求め、受託者にもこのような機会を積極的に活用し、よりその企業に即した適切な判断を行うことを期待する。

連合会は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、受託者は、そのために必要な経営を求めていく必要がある。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、議決権行使の前後にその行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を共有すべきであり、議決権行使とエンゲージメントの一体的運用（株主総会前のエンゲージメント、議決権行使結果のフィードバック）を行うものとする。

議決権行使は企業経営に株主としての連合会の意見を十分に反映させるための重要な手段の1つであり、受託者はその実効性を高める取り組みを続ける必要があるため、議決権行使において、他部門や第三者の視点も踏まえつつ、PDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高めるものとする。

II 具体的行使基準

1 取締役会及び取締役の選任

(1) 取締役会

- ① 指名委員会等設置会社制度の導入は、原則として賛成する。
- ② 執行役員制度の導入等、監督と執行を明確にする方策については、肯定的に判断する。
- ③ 取締役会の構成は、次により判断する。

ア 取締役会の員数は、取締役会の実効性のある運営を目指すため、活発かつ十分に議論を尽くし、迅速な意思決定ができるよう、業種、企業規模の観点から他社と比較して適正な員数である場合は肯定的に判断する。一方、著しく員数が多い場合には否定的に判断する。

イ 社外取締役を除く取締役の減員は肯定的に判断するが、増員はその理由が明確かつ合理的に示されない限り否定的に判断する。

ウ 社外取締役が2人以上選任されていない取締役会における取締役の選任については、その理由が明確かつ合理的に示されない限り否定的に判断する。

社外取締役の増員は肯定的に判断するが、減員はその理由が明確かつ合理的に示されない限り否定的に判断する。

(2) 取締役の選任

取締役の選任は、候補者について次の点を検討し、不適切と判断される場合を除き、原則として賛成する。

ア 過去又は現在において不祥事件や法令違反に関与していないか。

イ 不適切な経営判断により株主価値を大きく損なう結果をもたらさなかったか。

ウ 株主に対する適切な利益還元に消極的な行動を取らなかったか。

エ 株主に対する適切な情報提供に消極的な行動を取らなかったか。

オ 株主のための適切な株主総会の運営に消極的な行動を取らなかったか。

カ その他株主価値を損なうような行動を取らなかったか。

なお、不祥事件に対する取締役会の関わりについても十分な説明を求めるとともに、取締役の選任については個別に検討する。

在任期間中に企業業績が著しく悪化した取締役の再任については、原則として反対する。

候補者が適切かつ適正であることを判断するために、法令等で定められた開示情報を含め、十分な情報開示を求め、評価する。

なお、取締役は企業経営の監督、執行に重要な役割を果たすとの観点から、取締役会の構造、企業業績、資本効率性、社会的責任、株主総会運営、情報開示等に対する取締役の姿勢等を総合的に評価して議決権を行使するものとする。

(3) 社外取締役の選任

社外取締役の選任は、取締役の中に客観的視点をもたらすとの観点から、候補者について次の点を検討し、不適切と判断される場合を除き、原則として賛成する。

ア 上記(2)アからカまでに記載する内容

イ 企業との関係で独立した立場からの判断を行うことができるか。

社外取締役の実効性確保の観点から、取締役会への出席率等も勘案する。その他、他の企業の役員との兼任状況等についても考慮することが望ましい。

候補者が適切かつ適正であることを判断するために、法令等で定められた開示情報を含め、十分な情報開示を求め、評価する。特にその独立性については一層の情報開示を求め、不十分な場合には、原則として反対する。

なお、当該情報については取締役会が責任を負っていることに留意する。

2 監査役の選任

社外監査役を除く監査役の増員は肯定的に判断するが、減員はその理由が明確かつ合理的に示されない限り否定的に判断する。社外監査役の増員は肯定的に判断するが、減員はその理由が明確かつ合理的に示されない限り否定的に判断する。

(1) 監査役の選任

監査役の選任は、原則として賛成するが、次のような職務に適性を欠くと判断される場合には反対する。

ア 在任期間中の法令違反や反社会的行為等の不祥事の発生による株式価値の毀損に対して責任があると判断される監査役の再任

イ 過去又は現在において法令違反や反社会的行為等の不祥事に関与した候補者の選任

ただし、候補者が適切かつ適正であることを判断するために、法令等で定められた開示情報を含め、十分な情報開示を求め、評価する。

(2) 社外監査役の選任

社外監査役の選任は、原則として賛成するが、次のような職務に適性を欠くと判断される場合には反対する。

ア 提案がなされている企業との関係において独立性に問題があると考えられる社外監査役候補者の選任

社外監査役の実効性確保の観点から、取締役会及び監査役会への出席率等も勘案する。その他、他の企業の役員との兼任状況等についても考

慮することが望ましい。

候補者が適切かつ適正であることを判断するために、法令等で定められた開示情報を含め、十分な情報開示を求め、評価する。特にその独立性については一層の情報開示を求め、不十分な場合には、原則として反対する。

3 役員報酬等

役員報酬等については、役員が企業の利益の最大化及び長期的な株主価値の向上を図るインセンティブとして有効に機能するという観点から、企業の中長期の業績に連動する仕組みであることを肯定的に判断する。その水準については、企業の利益とのバランスで妥当か、他社比較において合理性を持つかなどを基に判断する。

次の場合には原則として反対する。

ア 企業業績の著しい悪化又は業界水準に照らして著しい収益性の劣後等、功労が認められない取締役等の報酬の引上げ又は賞与及び退職慰労金の支払い

イ 法令違反や反社会的行為等の不祥事に関与した役員への賞与及び退職慰労金の支払い

ただし、不祥事件に関連する役員への賞与及び退職慰労金の支払いについては、企業業績に与えた影響や本人の責任の度合いを斟酌のうえ、個別に判断する。

なお、社外取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払いについては、原則として反対する。

4 ストックオプション（新株予約権）の付与

権利保持者が経営上過度にリスクをとることを助長するものでない限り原則として賛成するが、次のような既存株主に悪影響がある、又は株式価値の向上に資するという観点から不適切であると判断される議案には反対する。

ア 株式価値を大幅に希薄化する付与

イ 市場価格を下回る行使価格の設定、未行使分の行使価格の引下げ

ウ 業績向上との関連性が低い対象者への付与

ストックオプションの価値は、株価、株価のボラティリティ、行使価格、行使期間、市場金利等の複雑な要素で決定されるため、発行に当たって詳し

い説明が記載されていなければ否定的に判断する。

なお、社外取締役及び監査役、社外者等への付与については、原則として反対する。

5 剰余金の処分

原則として賛成するが、次のような内容を含む株主の利益に反する可能性があるかと判断される議案には反対する。

- ア 提案がなされている企業の財務状況や事業計画、業界水準等に照らして著しく妥当性を欠く水準の配当
- イ 意図が不明確な内部留保の積増し
- ウ 現物配当（金銭による配当と比較して著しく株主に有利と判断される場合を除く。）

なお、剰余金の配当の決定を取締役会へ授権している場合には、取締役選任議案を通じて意思表示する。

6 資本政策等

(1) 株式発行、第三者割当及び自己株式の取得等

適切な財務戦略に基づくものとして合理的な説明がなされており、かつ、株式価値を損なわないことを基準として、個別に判断する。

(2) 合併、営業譲渡・譲受及び会社分割等

適切な経営戦略に基づくもので、合併比率、譲渡・譲受価格及び分割による新株の割当比率等について、第三者による算定根拠を示す等により合理的な説明がなされており、かつ、株主の利益に反していないことを基準として、個別に判断する。

7 定款変更

適切な経営戦略に基づくもので、個別株主の権利を必要以上に制約するものでないか、又は株式価値の向上に資するかという観点から、変更事由の妥当性を十分に検討の上、個別に判断する。

8 買収防衛策

既存株主の権利及び利益を最大限尊重するとともに、株式価値の向上に資するかという観点から、導入目的・意義を十分に検討の上、個別に判断する。

9 株主提案

株式価値の向上に資するかという観点から、企業提案と同様に精査し、個別に判断するが、一部の株主のみに有利となる可能性があるものには、原則として反対する。

10 反社会的行為

反社会的行為については、法令違反、公序良俗に反する行為等により社会的信用を失墜した場合には、取締役選任議案、退職慰労金支給議案等について原則として反対する。

11 その他

連合会は、別途、具体的な判断基準を定めることができる。